

賃貸借及び保守契約書（案）

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、下記条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、次のことを目的とする。

- 1) 乙が複合機及びレーザープリンタを甲の使用に供し、甲がこれに対して賃貸借料金を乙に支払うこと
- 2) 乙が複合機及びレーザープリンタを甲の使用に供し適切な操作方法を指導し、かつ常時正常な状態で稼働しうるよう保守を行い、複合機及びレーザープリンタに必要な消耗品（用紙は除く、以下同じ。）を円滑に供給すること

（契約対象物件）

第2条 契約対象物件及び設置場所は仕様書別表1のとおりとする。

- 2) 乙は、天災地変その他正当な理由により、指定された日時までに納入することが困難なときは、直ちにその旨を甲に申し出、甲の指示を受けなければならないものとする。

（契約金額）

第3条 本契約の契約金額は別紙のとおりとする。

但し、別表1記載の賃貸借、保守料金には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。消費税額及び地方消費税額は、平成28年1月28日法律第85号及び86号の規定により令和元年10月1日から改正された消費税法第28条第1項及び第29条、並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約期間）

第4条 本契約の契約期間は、次のとおりとする。

自 令和 8年 9月 1日
至 令和 14年 8月 31日

（検査）

第5条 乙は物品納入の際、納品書を持参し、甲の実施する適正な検査を受けなければならぬものとする。

- 2) 乙は、前項で定めた検査の結果、不合格の物品があったときは、甲の指定する期限までに完全な物品を再納入しなければならないものとする。

（料金の請求）

第6条 甲は毎月末にメーターを確認し、複合機及びレーザープリンタのメーター連絡票を乙に送付し、乙は前記メーター連絡票に基づき算出し、賃貸借、保守料金に、法令所定の課税額を加算して翌月10日までに甲に対して請求するものとする。（円未満は切捨とする。）

（料金の支払）

第7条 甲は乙から前条による請求書を受理したときは、請求の対象となる月の翌々月末日までに当該請求金額を乙に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第8条 甲は、契約代金につき、前条第2項の期限内に支払いをしないときは、支払期日の翌日から

起算し、支払いを完了する日までの日数に応じ、民法第404条に定める利率で算出した金額の遅延損害金を支払わなければならない。

(契約保証金)

第9条 本契約に関する契約保証金は免除する。

(保守)

第10条 乙は、複合機及びレーザープリンタを甲が常時正常な状態で使用できるように点検・調整を行わなければならない。

2 複合機及びレーザープリンタが故障した場合は、乙は直ちに修理に着手し、すみやかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙の作業の実施は、乙の所定の営業時間内に行うものとする。但し、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は甲に対し乙所定の料金を請求する事ができる。

(消耗品の供給)

第11条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパーは、乙の社員の点検または甲の通知に基づきコピー画質維持のため乙が必要と認めたとき、乙はこれを取替えるものとする。

2 その他消耗品については、乙の指定する者の巡回又は甲の申出によって予備手持量の不足を知ったとき、乙は当該消耗品を供給するものとする。

(所有権)

第12条 複合機及びレーザープリンタ及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって、使用・管理しなければならない。なお、消耗品については、乙所定の保管要領に従うものとする。

2 甲は、消耗品を他に使用してはならない。

3 甲は、複合機及びレーザープリンタが乙所有であることを示す表示等を毀損するなど複合機及びレーザープリンタの現状を変更するような行為をしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(機密の保持)

第14条 乙は甲から開示を受け又は業務上知り得た甲の資料又は情報を本契約の目的以外の目的に利用せず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。契約解除及び契約満了後においてもまた同様とする。

(賠償責任)

第15条 乙は、甲が故意または重大な過失によって契約対象物件に破損など損害を与えた場合は、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が甲の指示及び仕様書に示された物品を納入する見込みがないとき。
- 二 乙が本契約の各条項に違反し、催告後、相当期間内にかかる違反状態が解消されないとき。
- 三 乙から契約解除の申し出があり、甲がその事由を正当と認めたとき。
- 四 前3号に掲げる場合の他、乙が本契約に違反したことにより、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 乙に対して、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立、又は他の類似の法的手続の申立があるか、乙自らかかる申立を行ったとき。
- 六 乙が監督官庁より営業停止、又は、営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- 七 乙が自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手につき不渡処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能状態にいたったとき。
- 八 乙が、事業の廃止、重大な変更、又は、解散決議をしたとき。
- 九 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2. 甲は、本契約締結後に乙が反社会的勢力（暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等をいう。以下同じ。）であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲が本契約の各条項に違反し業務が不可能となったとき、催告後、相当期間内にかかる違反状態が解消されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（解除による違約金）

第18条 乙は、第17条及び第18条により契約が解除された場合においては、解除部分にかかる

契約代金の額の10分の1に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

2. 乙は前項の期限内に違約金の支払をしないときは、期限の翌日から起算し、支払を完了するまでの日数に応じ未払金額に対し民法第404条に定める民事法定利率で算出した金額の遅延損害金を支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、第16条により契約が解除された場合においては、解除部分にかかる契約代金の額の10分の1に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

2. 乙は前項の期限内に違約金の支払をしないときは、期限の翌日から起算し、支払をするまでの日数に応じ未払の違約金の額に対し民法第404条に定める民事法定利率で算出した金額の遅延損害金を支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
 - 三 その他、乙が本契約に関連して法令に違反したとき。
2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約代金の額（本契約締結後、契約代金の額の変更があった場合には、変更後の契約代金の額）の100分の20に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 3. 乙が本条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、民法第404条に定める民事法定利率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4. 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に定める民事法定利率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(複合機及びレーザープリンタの返還)

第23条 この契約が終了した場合、甲は複合機及びレーザープリンタをすみやかに乙に返還しなければならない。

(消耗品の返還)

第24条 この契約が終了した場合、甲は消耗品をすみやかに乙に返還しなければならない。

(再委託の制限)

第25条 乙は、この契約において処理することとされた事項について、甲の事前の書面による承認を得ずに、第三者に委託してはならない。

(個人情報に関する秘密保持等の義務)

第26条 乙は、本契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報について、本契約の目的以外の目的に利用せず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2. 乙は、甲の事前の書面による承認を得ずに、甲から提供された個人情報を複製若しくは送信し、又は当該個人情報が記録された媒体を送信若しくは持ち出してはならない。
3. 乙は、甲から提供された個人情報が漏洩し、又は漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
4. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。ただし、法令等により保管が義務付けられている場合はこの限りでない。

(個人情報の複製等の制限)

第27条 乙は、甲の事前の書面による承認を得ずに、甲から提供された個人情報を複製若しくは送信し、又は当該個人情報が記録された媒体を送付若しくは持出してはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第28条 乙は、甲から提供された個人情報が漏えいし、又は漏えいしたおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(業務終了時における個人情報の消去)

第29条 乙は、この契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

(違反した場合における契約解除等の措置)

第30条 乙が第26条から前条までの規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2. 前項に規定する場合、甲は乙に損害を賠償することを求めることができる。

(契約言語)

第31条 本契約は日本語で作成される。本契約を日本語以外に翻訳したものは、英語版、その他の

言語版も含めて参考資料にとどまるものとし、本契約の解釈に疑義が生じた場合には、全て本契約に記載の日本語によってのみ解釈される。

(準拠法)

第32条 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

(裁判管轄)

第33条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(紛争の解決)

第34条 本契約に関し紛争を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(補則)

第35条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条、第8条、第18条、第19条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(契約金額の適正化)

第37条 契約の締結後、物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の変化により、契約金額が不適当であると認められる場合は、甲と乙で協議の上変更することができるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府吹田市岸部新町6番1号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
理事長 大津 欣也

乙